

# 臓器移植の実施状況等に関する報告書

令和 6 年 6 月 11 日  
厚生労働省

## 第 1 臓器移植の実施状況

### 1. 移植希望登録者数

- 移植希望登録者数は、令和 6 年 3 月 31 日現在、全国で、18,397 名 (17,835 名) であり、臓器ごとの移植希望登録者数は、心臓 855 名 (891 名)、肺 603 名 (530 名)、心肺同時 (心臓と肺を同時に移植) 4 名 (4 名)、肝臓 369 名 (298 名)、腎臓 14,350 名 (13,974 名)、肝腎同時 (肝臓と腎臓を同時に移植) 31 名 (33 名)、<sup>すい</sup>膵臓 23 名 (26 名)、膵腎同時 (膵臓と腎臓を同時に移植) 138 名 (148 名)、小腸 8 名 (9 名)、肝小腸同時 (肝臓と小腸を同時に移植) 1 名 (0 名)、眼球 (角膜) 2,015 名 (1,922 名) となっている。

(注 1) 心臓、肺、心肺同時、肝臓、腎臓、肝腎同時、膵臓、膵腎同時、小腸及び肝小腸同時の移植希望登録者数は公益社団法人日本臓器移植ネットワークが集計したものであり、眼球の移植希望登録者数は公益財団法人日本アイバンク協会が集計したものである。

(注 2) 心肺同時、肝腎同時、膵腎同時及び肝小腸同時の移植希望登録者数については、それぞれ心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の移植希望登録者数に含まれない。

(注 3) 括弧内は令和 4 年度実績。以下個別に注がある場合を除き同じ。

### 2. 移植実施数等

- 臓器の移植に関する法律 (平成 9 年法律第 104 号。以下「臓器移植法」という。) に基づき、令和 5 年度には、116 名 (105 名) の脳死した者の身体からの臓器提供が行われた。また、心停止後の提供を含む臓器ごとの移植の実施数等は、下表のとおりとなっている。

	提供者数		移植実施数	
		うち、脳死した者の数		うち、脳死した者の身体からの移植実施数
心臓	104名 (88名) 累計：841名	104名 (88名) 累計：841名	104件 (88件) 累計：840件	104件 (88件) 累計：840件
肺	92名 (83名) 累計：731名	92名 (83名) 累計：731名	108件 (104件) 累計：896件	108件 (104件) 累計：896件
肝臓	105名 (91名) 累計：883名	105名 (91名) 累計：883名	107件 (97件) 累計：940件	107件 (97件) 累計：940件
腎臓	119名 (111名) 累計：2,463名	104名 (96名) 累計：951名	227件 (215件) 累計：4,622件	202件 (186件) 累計：1,861件
膵臓	32名 (29名) 累計：537名	32名 (29名) 累計：533名	32件 (29件) 累計：533件	32件 (29件) 累計：530件
小腸	2名 (4名) 累計：32名	2名 (4名) 累計：32名	2件 (4件) 累計：32件	2件 (4件) 累計：32件
眼球 (角膜)	611名 (575名) 累計：22,852名	51名 (40名) 累計：429名	854件 (833件) 累計：36,894件	93件 (68件) 累計：799件

(注 1) 心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の提供者数並びに移植実施数は公益社団法人日本臓器移植ネットワークが集計したものであり、眼球の提供者数及び移植実施数は公益財団法人日本アイバンク協会が集計したものである。

(注 2) 上記のほか、臓器移植法に基づき脳死判定は行われたが臓器提供に至らなかった者が 8 名いる (平成 12 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、令和 2 年度及び令和 4 年度の事例)。

(注 3) 心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は 3 件 (平成 20 年度、平成 25 年度及び平成 28 年度に実施)、膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵腎同時移植は令和 5 年度で 30 件 (27 件)、累計で 458 件 (心停止後を

含む。)、肝臓及び腎臓の移植実施件数のうち、肝腎同時移植は令和5年度で8件(13件)、累計で55件、肝臓及び小腸の移植実施件数のうち、肝小腸同時移植は1件(1件)、累計で2件となっている。  
(注4) 累計の数字は、平成9年10月16日(臓器移植法の施行の日)から令和6年3月31日までの間の臓器移植の実施数等の累計である。また、平成9年10月16日から令和6年3月31日までの間に、合計で1,042名の脳死した者の身体からの臓器提供が行われている。

- 平成22年7月17日に臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号。以下「改正法」という。)が全面施行されたが、同日から令和6年3月31日までの間に、臓器移植法に基づき、合計で956名(840名)の脳死した者の身体からの臓器提供が行われている。このうち、改正法により新たに可能となった、本人の書面による意思表示がなく家族の書面による承諾に基づく提供は755名(659名)である。また、脳死した18歳未満の者の身体からの臓器提供は99名(73名)、そのうち15歳未満の小児の身体からの臓器提供は79名(56名)となっている。

(注1) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークが集計したものである。

(注2) 括弧内は平成22年7月17日から令和5年3月31日までの間の臓器提供者数。

### 3. 臓器提供施設

- 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供を行う臓器提供施設については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)(平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙)により、当面は、下記(1)から(3)までの条件を全て満たしている施設に限定している。令和6年3月31日現在、下記の(3)アからオまでに該当する施設のうち、臓器提供施設としての必要な体制を整えている施設は444施設(437施設)、さらに18歳未満の者の身体からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている施設は305施設(284施設)となっている。

(1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。

(2) 適正な脳死判定を行う体制があること。

(3) 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

ア 大学附属病院

イ 日本救急医学会の指導医指定施設

ウ 日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設

エ 救命救急センターとして認定された施設

オ 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

(注1) 臓器提供施設としての必要な体制を整えている施設及び18歳未満の者の身体からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている施設の数は、厚生労働省の照会に対する施設からの回答による。

(注2) 令和6年3月31日現在、上記(3)アからオまでに該当する施設は906施設(895施設)となっている。

#### 4. 移植実施施設

- 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器の移植を行う移植実施施設については、令和6年3月31日現在、心臓移植 11 施設（11 施設）、肺移植 11 施設（11 施設）、肝臓移植 23 施設（23 施設）、膵臓移植 21 施設（21 施設）、小腸移植 13 施設（13 施設）となっている。

（注1）公益社団法人日本臓器移植ネットワークが集計したものである。

（注2）移植実施施設については、移植関係学会合同委員会において選定されている。

（注3）心臓移植の移植実施施設のうち7施設は患者が11歳未満の場合も対応可能、肺移植の移植実施施設のうち3施設は心肺同時移植も対応可能、肝臓移植の移植実施施設のうち1施設は患者が18歳未満の場合又は当該施設において18歳未満で移植希望登録をした場合のみ対応可能、膵臓移植の移植実施施設は全施設が膵腎同時移植も対応可能である。

#### 5. 臓器あっせん機関

- 令和6年3月31日現在、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸のあっせんは公益社団法人日本臓器移植ネットワーク1機関、眼球のあっせんは54機関となっている。

## 第2 移植結果等

- 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の移植に関する生存率及び生着率は、以下のとおりである。

	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	96.4%	95.4%	94.4%	93.7%	92.9%	96.4%	95.4%	94.4%	93.7%	92.9%
肺	91.2%	86.3%	81.9%	78.1%	72.6%	91.1%	86.3%	82.0%	77.8%	71.9%
肝臓	89.4%	87.3%	87.0%	85.8%	84.5%	88.7%	86.5%	86.2%	84.9%	83.5%
腎臓	96.6%	95.3%	94.1%	92.5%	91.2%	90.3%	87.5%	85.1%	82.2%	79.6%
膵臓	95.5%	94.8%	94.0%	92.9%	92.0%	84.8%	82.8%	79.7%	77.6%	75.9%
小腸	93.6%	78.5%	78.5%	73.2%	62.3%	90.3%	72.2%	72.2%	63.2%	53.8%

（注1）令和5年12月末日までに移植された者の令和6年3月31日現在の状況であり、公益社団法人日本臓器移植ネットワークが算出したものである。

（注2）生存率とは「移植術を受けた患者のうち、一定期間後に生存している者の割合」、生着率とは「移植術を受けた患者のうち、移植された臓器が一定期間後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合」をいう。

（注3）心臓・肺の生存率及び生着率の数値にはそれぞれ、心肺同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。肝臓・腎臓の生存率及び生着率の数値にはそれぞれ、肝腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。肝臓・小腸の生存率及び生着率の数値にはそれぞれ、肝小腸同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。腎臓・膵臓の生存率及び生着率の数値にはそれぞれ、膵腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。

- 5例目以降の脳死下での臓器提供事例については、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（座長は五十嵐隆国立成育医療研究センター理事長）において検証を行っており、令和6年3月31日現在の検証実施数は、718例（665例）となっている。